

国労本部電送No.82	発信日	発信	責任者	受領者
	2021年11月18日	企画部		

指示第26号  
2021年11月18日

エリア本部  
各 執行委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央執行委員長 松川 聡

**(一財)国鉄労働会館 主催**  
**「交通運輸関連労働者を対象とした中央労働講座」の受講について**

昨年来、世界的規模での新型コロナウイルス感染拡大により、働き方や暮らし方は大きな影響を受け、各企業では在宅勤務やテレワークの推進、一時帰休の実施など「多様な働き方」のかけ声のもとに様々な勤務形態等の見直しが一気に進められている。しかしながら、その内実は労働者の権利を擁護し、働きやすい職場環境をつくる視点からは程遠く、現実には飲食・小売・サービス・宿泊・観光など多様な業種で労基法26条に基づく休業手当すら支払われず、不当な解雇が蔓延し、昨年来続いた全国規模の一斉休校では、子育て世代の保護者等の労働者が幼い子どもの世話をするために賃金が支払われない無給の休業を強いられるなど一方的に労働条件が変更されるケースも相次いでいる。

一方、コロナ禍で職を失い、貯金を取り崩すなど、生活困窮者も急増し、厚労省の発表だけでも新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め的人数は、累計11万人をはるかに超え、緊急事態宣言解除後も事業所の一時閉鎖等による休業も依然として数多く発生している。

ここ最近ではコロナ感染者数が低減しているものの、業績悪化を理由に今後さらに増加が見込まれる企業倒産・企業組織再編等に対する労働者の賃金や雇用確保、失業給付制度の拡充等の法整備や、テレワークなどの新たな就労形態の拡大や業務内容変更等により生じる長時間過密労働やハラスメントなど直面する課題は山積している。

こうしたなかで、「コロナ禍における働き方と労働者の権利」をめぐる現状と課題をあらためて検証し、学習を深めるため、一般財団法人国鉄労働会館の主催のもと、下記の要領により、中央労働講座を開催するので、各エリア・地方本部は積極的に受講者を募られたい。

記

1. テーマ 「コロナ禍における働き方と労働者の権利について」
2. 講師 村上 一也 弁護士 (国労弁護士)
3. 日時 2022年1月28日(金) 16時30分～18時00分
4. 会場 交通ビル・B1F 会議室  
住所) 東京都港区新橋 5-15-5 交通ビル Tel) 03-3437-6733
5. 主催 一般財団法人 国鉄労働会館
6. 定員 交通運輸産業労働者を対象に100名の募集
7. 対象者 第192回拡大中央委員会構成員とする。なお、受講については傍聴者も可能とする。

以上